

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名: 国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
				該 当 な し							

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成25年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成26年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成26年度)を記載すること。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
第7号抄紙機型付部型付取替一式	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 渡部 純 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成25年4月2日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6,405,000	-	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人と秘密保持契約を締結している当該機器の製造業者と契約したため。	15	
券面検査装置購入及び改造一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年4月8日	日本電気㈱ 東京都港区芝5-7-1	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則第11条第3号及び第4号 特許権等の排他的権利を有しており、また、本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの改造等ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,417,500,000	-	-	本件は、券面検査装置の購入及び改造であり、特許を有し、当該装置の機能及び構造を熟知した製造業者でなければ仕様書どおりの製造及び改造ができないため。	17	
特殊印刷用紙の製造(抄造・巻替・封包作業)一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年4月12日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	120,267,000	-	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該製品の製造業者と契約したため。	15	
特別管理産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物)の処理作業一式	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 石渡 政弘 滋賀県彦根市東沼波町1157-1	平成25年4月19日	日本環境安全事業㈱ 大阪府大阪市此花区北港白津2-4-13	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第7号 本作業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条第1項に基づき、滋賀県で策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、処理業者に指定されているため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	38,091,200	-	-	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うものであり、処理に当たっては、滋賀県で策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により実施することとなっており、左記業者は、当該計画で処理業者として指定されている唯一の業者であるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
銀行券凸版印刷機番号器用駆動部修繕一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年5月9日	(株)プリンテックインターナショナル 東京都大田区大森南4-6-15	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でない、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	8,190,000	—	—	本件は、銀行券凸版印刷機の電子番号器駆動部の修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造業者でない仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
特殊ロールA修繕外一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年5月23日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	98,270,550	—	—	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人と秘密保持契約を締結している当該機器の製造業者と契約したため。	15	
抄紙機マーク検出装置ほか点検調整請負作業外1件一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年5月23日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6,052,935	—	—	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人と秘密保持に関する覚書を締結している当該機器の製造業者と契約したため。	15	
用紙品質検査装置点検調整請負作業外1件一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年6月14日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	29,311,800	—	—	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該機器の製造業者と契約したため。	15	
インキ用原材料B 21,000kg	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年6月24日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	57,771,000	—	—	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該原材料の製造業者と契約したため。	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
銀行券印刷機修繕一式	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成25年6月25日	(株)小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	119,700,000	—	—	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当法人に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該機器の製造業者と契約したため。	15	
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (虎の門工場を含む。)	—	東京都水道局 東京都港区三田1-3-27	—	—	5,494,681	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (滝野川工場)	—	東京都水道局 東京都北区上十条1-9-17	—	—	6,886,625	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(工業用水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (滝野川工場)	—	東京都水道局 東京都文京区本郷4-11-5	—	—	1,260,965	—	—	当該地域において工業用水事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可された工業水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(工業用下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (滝野川工場)	—	東京都下水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎5階	—	—	2,868,656	—	—	当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (王子工場)	—	東京都水道局 東京都北区上十条1-9-17	—	—	4,419,736	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(工業用水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (王子工場)	—	東京都水道局 東京都文京区本郷4-11-5	—	—	1,957,591	—	—	当該地域において工業用水事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可された工業水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(工業用下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (王子工場)	—	東京都下水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎7階	—	—	6,099,202	—	—	当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 渡部 純 神奈川県小田原市酒匂6-2-1 (小田原工場)	—	小田原市水道局 神奈川県小田原市高田 401	—	—	138,238,288	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 奥村 久志 静岡県静岡市駿河区国吉田 3-5-1 (静岡工場)	—	静岡市企業局 静岡県静岡市葵区追手町 5-1	—	—	2,760,800	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 石渡 政弘 滋賀県彦根市東沼波町1157-1 (彦根工場)	—	彦根市 滋賀県彦根市元町4-2	—	—	2,149,653	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 内堀 繁三 岡山県岡山市東区西大寺上3-4-70 (岡山工場)	—	岡山市水道局 岡山県岡山市北区鹿田町2-1-1	—	—	1,409,805	—	—	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
水道(工業用下水)	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 内堀 繁三 岡山県岡山市東区西大寺上3-4-70 (岡山工場)	—	岡山市下水道局 岡山県岡山市北区大供1-2-3	—	—	12,543,838	—	—	当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
地域熱供給	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (本局・虎の門工場)	—	(株)虎ノ門エネルギーサービス 東京都港区虎ノ門2-2-1	—	—	18,816,546	—	—	当該地域において熱供給事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可された熱供給事業を行うことができる唯一の者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績
ガス	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 渡部 純 神奈川県小田原市酒匂6-2-1 (研究所)	—	小田原瓦斯(株) 神奈川県小田原市扇町1-30-13	—	—	1,248,696	—	—	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため。	8	契約金額は、第1四半期支出実績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (本局)	—	日本郵便(株) 東京都港区西新橋3-22-5	—	—	1,180,790	—	—	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、日本郵便(株)以外に競争を許さないため。	9	契約金額は、第1四半期支出実績

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
 その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>